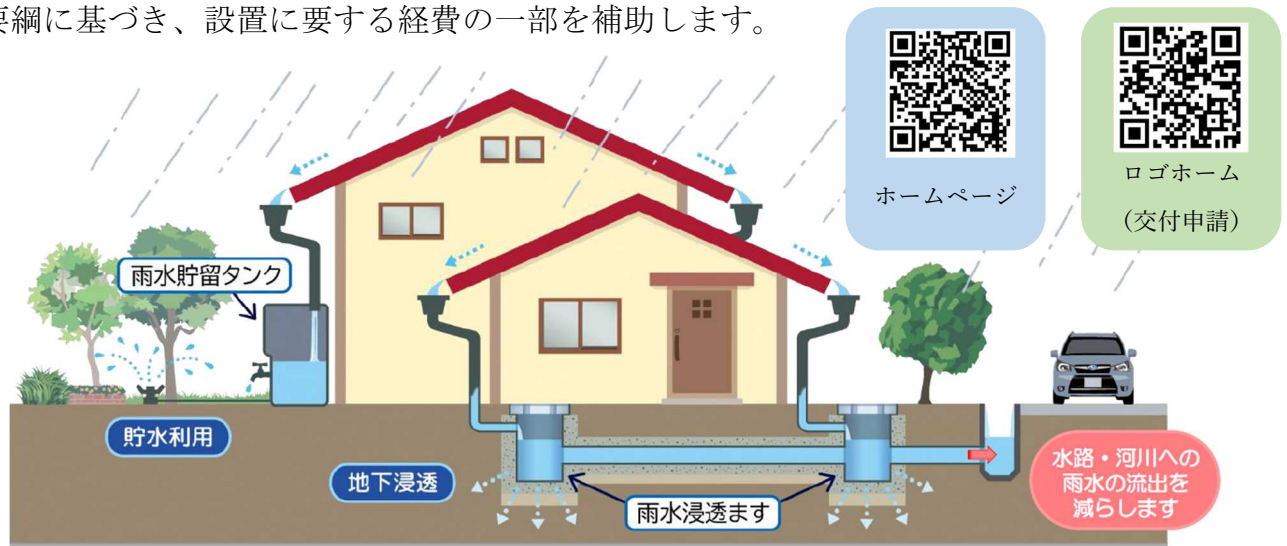


焼津市雨水貯留浸透施設設置補助金

交付制度の概要

焼津市では、大雨による浸水被害を軽減するため、各家庭などに「雨水浸透ます・雨水貯留タンク」を設置していただく方を対象に、焼津市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱に基づき、設置に要する経費の一部を補助します。



1 趣旨

市内における雨水の流出抑制及び雨水の有効活用を図り、総合的な治水対策を推進するため、住宅等の敷地に雨水貯留浸透施設の設置を行う方に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助金交付の注意事項

- ・交付決定前に購入、設置した場合は補助を受けることができませんので、必ず交付決定後に購入、設置をお願いします。
- ・申請の締め切りは1月末となります。なお、申請金額が当該年度の予算額に達した場合は、年度の途中でも受付けを終了する場合があります。
- ・完了報告書の提出期限は当該年度の3月10日（土日祝日の場合は、その直前の平日）までとなります。工事完了が3月10日以降となる場合は事前にご相談ください。

3 申請受付期間

受付開始：4月1日（土日祝日の場合は、その直後の平日となります。）

受付終了：1月31日（土日祝日の場合は、その直前の平日となります。）

※当該年度の予算に達し次第、受付終了となります。

4 申請方法

河川課窓口又はインターネット（ロゴホーム）、メール

申請様式は、河川課窓口又は焼津市ホームページからダウンロードできます。

焼津市ホームページ：<https://www.city.yaizu.lg.jp/life/urban/river-coast/suibo/usuityoryuu.html>

5 補助対象者

設置する雨水貯留浸透施設の維持管理を行う以下の方

- ・焼津市内に土地又は建築物を所有若しくは所有予定である方
- ・雨どいのある住宅や事務所、店舗、その他建物に設置する方
- ・申請年度の3月10日までに設置が完了し完了報告書を提出できる方
- ・交付決定前に製品購入及び設置工事に着手していない方

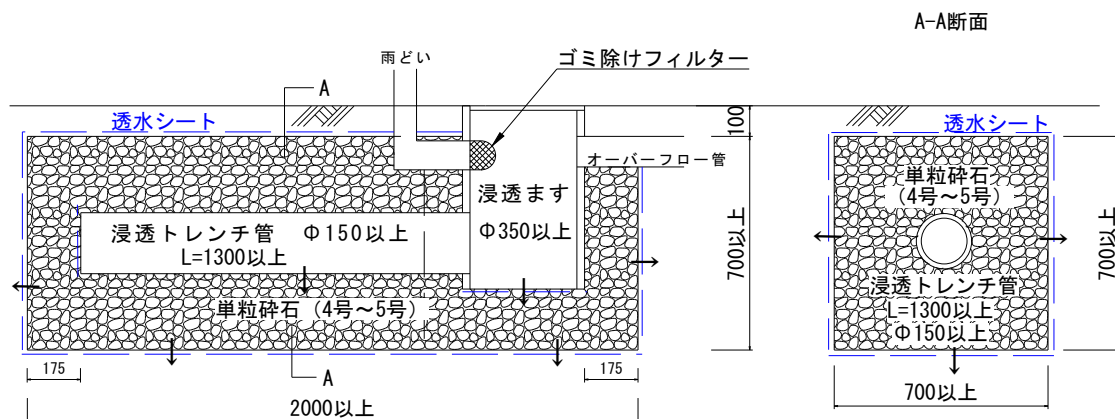
6 補助対象施設

(1) 雨水浸透施設

① 雨水浸透ます A 型

屋根からの雨水を地下浸透させる施設で、内径350mm以上の浸透ますを使用し、内径150mm以上の浸透トレンチ管を設置、周囲を単粒砕石（4号～5号）で埋め戻した施設。

以下の標準図面同等以上の大きさとする。

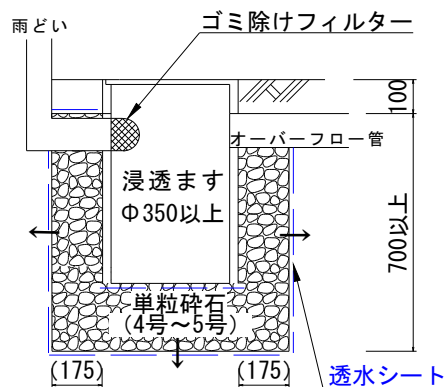


(単位ミリ)

② 雨水浸透ます B 型

屋根からの雨水を地下浸透させる施設で、内径350mm以上の浸透ますを使用し、周囲を単粒砕石（4号～5号）で埋め戻した施設。

以下の標準図面同等以上の大きさとする。



(2) 雨水貯留施設

雨水貯留タンク

屋根からの雨水を貯留して利用するための雨水貯留槽で、貯留容量合計200リットル以上の容量を備えた施設。

(蓋等で密閉され、水栓を備えた構造のものであり、既製品であること)



7 補助金額

補助対象		補助額	詳細
雨水浸透 ます A 型		1 基につき 10 万円まで 全額補助	焼津市内の住宅等 1 棟につき 建築面積 50 m ² 未満・・・1 基まで対象 建築面積 50 m ² 以上・・・2 基まで対象
雨水浸透 ます B 型		1 基につき 5 万円まで 全額補助	
雨水貯留 タンク		1 棟につき 3 万円まで 全額補助	焼津市内の住宅等 1 棟につき 貯留容量の合計が 200 リットル以上の タンク設備 (例：50 リットル×4 基でも OK)

8 補助対象地域

補助対象地域は焼津市内となります。ただし、雨水浸透ますについては、一部対象外となる区域があります。

雨水浸透ます補助対象外区域
・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・法面の安定性を損なうおそれのある区域（土砂災害（特別）警戒区域など）

※上記区域に該当するかの確認は河川課窓口又は静岡県 GIS（インターネット）で確認できます。

※雨水貯留タンクについては、対象外の区域はありません。

【補助金交付までの流れ】

1 補助金交付申請

交付申請書は、必ず申請者本人が記入し、その他必要書類と併せて河川課窓口又はインターネット（ロゴホーム）にて申請をお願いします。

なお、交付申請は、必ず購入前、設置工事着工前に行ってください。

必要書類（記載例を参考に提出をお願いします。）

○雨水貯留浸透施設設置補助金交付申請書

○位置図（設置予定箇所の地図（案内図））

○写真（設置予定箇所の現況写真）（全景と近景の写真）

○図面（建築物の配置図に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面）

○構造図（設置する雨水貯留浸透施設の構造図）

設置する施設の規格、形状等がわかる書類（カタログのコピー等）

○見積書の写し

設置費用の内訳が記載されている見積書の写し

ご自身で施工する場合は、購入する販売店の見積書を添付してください。

○誓約書兼同意書

※インターネット（ロゴホーム）での申請の場合は、河川課窓口又は郵送での提出をお願いします。

○その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません）

2 交付決定通知

申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。交付が決定された方には、2週間程度で市から交付決定通知書をメールにて送付します。

交付決定通知後に交付決定を受けた内容を変更又は中止したい場合は、補助金交付変更（中止）承認申請書を河川課へ提出してください。

3 完了報告書

交付決定を受けた方は、対象施設の設置が完了したら、30日以内に完了報告書及び必要な書類を河川課へ提出してください。（提出期限：当該年度の3月10日）

※完了報告書一式を提出されないと、補助金が交付できませんのでご注意ください。

※設置完了日の都合により、提出期限に間に合わない場合は事前にご相談ください。

必要書類（記載例を参考に提出をお願いします）

○雨水貯留浸透施設設置完了報告書

○工事写真（着手前、施工中及び完了後の様子がわかるもの）

※雨水貯留タンクは、着手前、完成の写真

○領収書の写し

※施設設置に要した費用の領収書（業者等から発行されたもの）

4 補助金交付確定

設置事業完了報告書の内容を審査し、補助金の交付を確定します。交付が確定された方には、市から交付確定通知書をメールにて送付します。

5 補助金交付請求書

交付確定通知書により交付が確定したら、指定の請求書（交付確定通知書と併せて市からメールにて送付します）を速やかに河川課へ提出してください。

6 補助金交付

請求書の提出の後、市から申請者へ口座振込にて補助金を支払います。

問合せ・申請先

〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号
焼津市役所建設部河川課（焼津市役所5階）
TEL：054-626-1118 FAX：054-626-9416
メール：kasen@city.yaizu.lg.jp

手続きフロー図

